

株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地
株式会社 タダノ
取締役社長 多田野 宏一

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月22日（月曜日）午後5時25分までに到着するようご送付の程お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時

2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地1
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第61期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙に、議案に対する賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 株主総会にご出席いただけない場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

-
- ◎ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tadano.co.jp/>) に掲載させていただきます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、年度前半は原材料価格高騰に伴うコスト増、年度後半は世界経済の悪化を背景とした輸出の減少を主因として、企業収益が急速に悪化し、個人消費は、雇用・所得環境が厳しさを増す中、弱い動きが続き、厳しい状況となりました。

このようななかで、私どもの業界は、年度後半に入り、国内では買い控えにより建設用クレーンの需要が急減し、海外では資金調達環境の変化やエネルギー関連プロジェクトの中断・延期等により、需要が弱含みとなりました。

当社グループは、年度前半は国内及び海外での建設用クレーンの堅調な需要を背景に、増産に注力してまいりましたが、年度後半は経営環境の激変により、販売面では国内需要の急減や海外需要の弱含みの中で売上確保に努め、調達・生産面では増産から一転して、在庫削減のための生産調整に取り組まざるを得ない状況となりました。

一方で、LE (Lifting Equipment) 事業の更なる充実を目的として、米国クレーンメーカーであるスパンデック Inc. (本年5月にタダノ・マンティス Corp. へ商号変更) を昨年12月に37,500千 US ドルで買収いたしました。

売上につきましては、国内売上高は、建設用クレーンの年度後半での売上が減少したため、734億1千3百万円 (前期比79.1%) となり、海外売上高は、欧州向けと北米向けの建設用クレーンが増加し、893億5千4百万円 (前期比109.6%) となりました。この結果、総売上高は、1,627億6千7百万円 (前期比93.4%) となりました。なお、海外売上高比率は、54.9%となりました。

経常利益につきましては、原材料の価格高騰に伴うコストアップに加え、年度後半からの売上減少もあり、諸経費削減に努めましたが、103億3千1百万円（前期比57.5%）となりました。当期純利益につきましては、貸倒引当金取崩益5億1千7百万円を特別利益に計上し、投資有価証券評価損9億5千1百万円を特別損失に計上いたしました結果、55億3千9百万円（前期比47.7%）となりました。

主要品目別の概要は、次のとおりであります。

建設用クレーン

国内売上につきましては、年度後半に入り、景気の先行き懸念による買い控えにより需要が急減したため、前期に比べ減少し、360億9千1百万円（前期比85.2%）となりました。

海外売上につきましては、欧州・北米・中東等への拡販により、前期に比べ増加し、738億1千5百万円（前期比117.8%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は、前期に比べ増加し、1,099億6百万円（前期比104.7%）となりました。

車両搭載型クレーン

トラック需要が引続き減少するなか、燃費や品質を一段と高めたモデルチェンジ製品を市場投入するなど拡販に努めましたが、車両搭載型クレーンの売上高は、前期に比べ大幅に減少し、110億8千4百万円（前期比72.7%）となりました。

高所作業車

通信向け需要が昨年度前半でピークアウトし、レンタル向け需要は設備投資抑制により大幅に減少するなか、拡販に努めた結果、シェアは向上しましたが、高所作業車の売上高は、前期に比べ大幅に減少し、119億5千7百万円（前期比79.9%）となりました。

その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、円高と需要減により中古

車売上が減少したため、298億1千8百万円（前期比89.1%）となりました。

今後の経済見通しにつきましては、日本経済は、企業収益の悪化に伴う設備投資の落ち込み、雇用・所得環境の悪化による個人消費の低迷等から、景気後退が続くものと見込まれます。海外では世界的な金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念など、引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。

当社グループを取り巻く市場環境は、国内では買い控えにより、また海外では資金調達環境の変化やエネルギー関連プロジェクトの中断・延期により、建設用クレーンの需要減少が見込まれます。また、車両搭載型クレーンや高所作業車の国内需要も弱含みで、総じて厳しい環境で推移するものと見込んでおります。

当社グループは、経営環境の激変を受けて、『中期経営計画(08-10)』を当面凍結し、平成21年度(09年度)は緊急対応に集中することとします。具体的には、需要の急激な減少により過剰となったたな卸資産の圧縮、シェアアップによる売上確保、原価低減と抜本的な経費削減に取り組みと共に、競争力の源泉である「品質とサービス」に注力し、品質力向上とCS（カスタマーサポート）体制の強化を図ります。

私たちタダノグループは、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することで、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当期の設備投資は、60億4百万円となりました。なお、重要な設備の除却・売却につきましては、特記すべき事項はありません。

当期中に完成した主要設備

名 称	主要設備の内容
当 社 千 葉 工 場	工場建物の新築、車両運搬車の生産設備・車両搭載型クレーンの架装設備・建設用クレーンの塗装設備の新設
当 社 三 本 松 試 験 場	事務所建物の新築、建設用クレーンの試験・検査設備の新設
フ ァ ウ ン GmbH 本 社 工 場	工場建物の増築、建設用クレーンの生産設備の新設・拡充

(3) 企業集団の資金調達の状況

当期の資金調達は、年度後半からの急激な売上減少によりたな卸資産が増加したため、運転資金として短期借入金を調達いたしました。また、спанデック Inc. (現：タダノ・マンティス Corp.) への買収資金等として長期借入金41億円を調達いたしました。

なお、設備投資に必要な資金につきましては、自己資金により賄いました。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第58期 (平成18年3月期)	第59期 (平成19年3月期)	第60期 (平成20年3月期)	第61期(当期) (平成21年3月期)
売 上 高	120,872百万円	144,693百万円	174,360百万円	162,767百万円
経 常 利 益	8,646百万円	13,550百万円	17,980百万円	10,331百万円
当期純利益	5,601百万円	7,689百万円	11,619百万円	5,539百万円
1株当たり 当期純利益	43.79円	60.08円	91.32円	43.56円
純 資 産	74,398百万円	79,353百万円	87,490百万円	86,461百万円
総 資 産	150,567百万円	163,251百万円	177,404百万円	176,465百万円
連 結 子 会 社 数	25社	23社	24社	25社

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(5) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、建機事業（建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等の製造販売）を営んでおります。

区 分	主 な 製 品
建 設 用 ク レ ーン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン、軌陸車
車 両 搭 載 型 ク レ ーン	カーゴクレーン、車両運搬車、軌陸車
高 所 作 業 車	高所作業車、穴掘建柱車、高架道路・橋梁点検車、軌陸車、照明車
そ の 他	部品、修理、中古車、リフター等

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
フ ァ ウ ン G m b H	45,274 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造
タダノ・ファウン G m b H	5,624 千ユーロ	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
タダノ・アメリカ Corp.	2,500 千米ドル	100.0%	建設用クレーン等の販売
四 国 機 工 株 式 会 社	180百万円	100.0%	建設用クレーン等の部品の製造
国 際 機 械 商 事 株 式 会 社	120百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売
株 式 会 社 タ ダ ノ アイ メ ス	60百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売

- (注) 1. タダノ・ファウン GmbH の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。
2. 国際機械商事株式会社（当社連結子会社：出資比率100%）は、平成21年4月1日付で当社に吸収合併いたしました。

(7) 当社の主要な提携の状況

相 手 先	国 名	提 携 内 容
日 立 建 機 株 式 会 社	日 本	トラッククレーン及びクローラクレーンの販売提携並びに高所作業車の OEM 相互供給
コベルコクレーン株式会社	日 本	ラフテレーンクレーンの完成車・キャリヤ部の生産受託及びクレーン部の部品の共通化・共同購買
北 京 京 城 重 工 機 械 有 限 責 任 公 司	中 国	建設用クレーンの製造・販売を目的とする合弁会社「北起多田野（北京）起重機有限公司」の設立（資本金30百万米ドル、当社出資比率50%）及び建機用油圧関連部品の製造・販売を目的とする合弁会社「京城多田野（北京）液圧機器有限公司」の設立（資本金2.5百万米ドル、当社出資比率50%）

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

区 分		名称及び所在地
当 社	本 社 等	本社：香川県高松市、東京事務所：東京都墨田区
	工 場	高松工場：香川県高松市、志度工場：香川県さぬき市、 多度津工場：香川県多度津町、千葉工場：千葉県千葉市
	研 究 所・ 試 験 場	技術研究所：香川県高松市 三本松試験場：香川県東かがわ市
	支社・支店等	東日本支社：宮城県仙台市 北海道支店：北海道札幌市、東北支店：宮城県仙台市、 北陸支店：富山県富山市 中日本支社：東京都墨田区 関東支店：埼玉県上尾市、東京支店：東京都墨田区、 中部支店：愛知県一宮市 西日本支社：大阪府堺市 関西支店：大阪府堺市、四国支店：香川県高松市、 中国支店：広島県坂町、九州支店：福岡県大野城市 北京事務所：中国・北京市 中東事務所：アラブ首長国連邦・ドバイ市
重 要 な 子 会 社	本社及び工場	ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州（本社及び工場） タダノ・ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州（本社） タダノ・アメリカCorp.：米国・テキサス州（本社及び工場） 四国機工株式会社：香川県多度津町（本社及び工場） 国際機械商事株式会社：東京都港区（本社） 株式会社タダノアイメス：東京都墨田区（本社）

(注) 国際機械商事株式会社（当社連結子会社：出資比率100%）は、平成21年4月1日付で当社に吸収合併いたしました。

(9) 企業集団及び当社の使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減
建設用クレーン	1,594名	+184名
車両搭載型クレーン	274	+18
高所作業車	270	△34
その他の他	685	+113
全社共通	89	+7
合計	2,912	+288

- (注) 1. 使用人数は、就業人員を記載しております。
2. 使用人数における国内・海外使用人数は、国内2,157名、海外755名となっております。
3. 平成20年4月1日付けで、空気圧機器事業及びその他事業を担っておりました株式会社ニューエラー（当社連結子会社：出資比率100%）の全株式を長野計器株式会社へ譲渡いたしました。これに伴い上記の前期末比増減には、空気圧機器事業90名、その他事業55名の減少分を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,400名	+180名	41.4歳	17.4年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員を記載しております。
2. 使用人数には、嘱託61名を含み、出向者184名は含んでおりません。

(10) 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高		
	短期借入金	長期借入金	合計
株式会社みずほ銀行	4,590 ^{百万円}	4,250 ^{百万円}	8,840 ^{百万円}
株式会社百十四銀行	3,050	3,860	6,910
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,210	2,200	4,410

- (注) 当社の借入金総額33,209百万円の10%以上の借入先を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式総数 129,500,355株（自己株式2,373,248株含む）
- (3) 株 主 数 10,756名
- (4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	12,332 ^{千株}	9.7 [%]
日本生命保険相互会社	8,204	6.4
開発商事株式会社	7,772	6.1
株式会社みずほ銀行	6,246	4.9
株式会社百十四銀行	6,171	4.8
資産管理サービス 信託銀行株式会社	5,017	3.9
明治安田生命保険相互会社	4,576	3.5
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	3,997	3.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,367	2.6
第一生命保険相互会社	3,216	2.5

- (注) 1. 発行済株式総数（自己株式除く）の10分の1以上の数の株式を保有する大株主はおりません。
2. 出資比率は、自己株式2,373,248株を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、すべて当該各社の信託業務に係る株式であります。
4. 日本生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口403千株を含んでおります。
5. 明治安田生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口576千株を含んでおります。
6. 第一生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口8千株を含んでおります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	多田野 宏 一	
代表取締役副社長	高 戸 紀 幸	社長補佐、生産部門・品質安全部門・中国事業部門統括
取締役・執行役員専務	鈴 木 正	国内営業部門・輸出事業部門・欧州事業部門・北米事業部門統括、サービス部門担当
取締役・執行役員常務	大 藪 修 二	企画管理部門担当、企画管理部長
取締役・執行役員常務	伊 賀 正	開発部門担当
取 締 役	伊 藤 伸 彦	TPG キャピタル株式会社顧問
取 締 役	吉 田 康 之	株式会社日建設計総合研究所取締役
常 勤 監 査 役	依 光 慶 二	
常 勤 監 査 役	宇 川 悦 栄	
常 勤 監 査 役	石 川 博 文	
監 査 役	三 宅 雄 一 郎	弁護士、山洋電気株式会社社外取締役、住友大阪セメント株式会社社外監査役、新電元工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 当期中の取締役の異動
就任 平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会において、伊藤伸彦、吉田康之の両氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 当期中の監査役の異動
就任 平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会において、宇川悦栄、三宅雄一郎の両氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
退任 平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、北島 宏、白川清之の両氏は監査役を退任いたしました。
3. 取締役のうち伊藤伸彦、吉田康之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役のうち石川博文、三宅雄一郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役 依光慶二、宇川悦栄の両氏は、当社経理担当部長を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 平成21年5月1日現在の取締役及び執行役員の担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
代表取締役社長	多田野 宏 一	開発部門統括
代表取締役副社長	高 戸 紀 幸	社長補佐、企画管理部門統括、中国事業部門担当
取締役・執行役員専務	鈴 木 正	国内営業部門・欧州事業部門・CS部門統括、営業統括部門・米州事業部門・海外営業部門担当
取締役・執行役員常務	大 薮 修 二	生産部門・品質安全部門統括、購買部門担当
取締役・執行役員常務	伊 賀 正	開発部門統括補佐
取 締 役	伊 藤 伸 彦	
取 締 役	吉 田 康 之	
執 行 役 員 常 務	アレクサンダー・クネヒト	欧州事業部門担当、ファウン GmbH 取締役社長
執 行 役 員 常 務	北 野 尚 夫	国内営業部門担当、営業統括部門担当補佐、国内営業企画部長
執 行 役 員	多田野 誠 二	中国事業部門担当補佐、北起多田野（北京）起重機有限公司総経理
執 行 役 員	作 田 実	欧州事業部門担当補佐、ファウン GmbH 取締役副社長兼タダノ・ファウン・シュタールパウ GmbH 取締役社長
執 行 役 員	池 上 友 博	品質安全部門担当
執 行 役 員	内 田 秀 三	中国事業部門担当補佐、北起多田野（北京）起重機有限公司副総経理
執 行 役 員	児 玉 義 人	企画管理部門担当、企画管理部長
執 行 役 員	久 保 哲 也	国内営業部門担当補佐
執 行 役 員	土 谷 良 明	生産部門担当、志度工場長
執 行 役 員	奥 山 環	生産部門担当補佐、生産技術部長
執 行 役 員	澤 田 憲 一	CS部門担当、米州事業部門担当補佐、タダノ・アメリカ・ホールディングス Inc. 取締役社長
執 行 役 員	西 陽 一 朗	開発部門担当、開発企画部長
執 行 役 員	飯 村 慎 一	海外営業部門・営業統括部門担当補佐、海外営業第二部長
執 行 役 員	川 本 親	開発部門担当補佐、LE 開発第二部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	7名	326百万円（うち社外取締役2名 19百万円）
監 査 役	6名	57百万円（うち社外監査役3名 21百万円）

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）は支払っておりません。
2. 上記には平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
3. 上記の他、平成21年6月23日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任予定の監査役1名に対し、退職慰労金7,900千円（第57回定時株主総会決議）を支払う予定があります。
4. 取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会決議により、取締役 年額450百万円（うち社外取締役分は年額60百万円。使用人兼務取締役の使用人給与相当額は除く）、監査役 年額100百万円（うち社外監査役分は40百万円。）となっております。

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 社外取締役及び社外監査役の当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	伊藤 伸彦	当期中、平成20年6月24日就任以来開催の取締役会18回のうち15回に出席し、主に企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
取 締 役	吉田 康之	当期中、平成20年6月24日就任以来開催の取締役会18回のうち15回に出席し、主にシンクタンクで培った豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監 査 役	石川 博文	当期開催の取締役会23回、監査役会15回のすべてに出席し、主にコンプライアンスに関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監 査 役	三宅雄一郎	当期中、平成20年6月24日就任以来開催の取締役会18回のうち12回、監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言をしております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人トーマツ

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当社が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等	50,000 千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,000

- (注) 1. 会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 重要な子会社のうち、ファウン GmbH 及びタダノ・ファウン GmbH は、デロイト トウシュ GmbH、タダノ・アメリカ Corp. は、デロイト トウシュ LLP の監査を受けております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社取締役会において、次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、タダノグループ「CSR憲章」「CSR規範」に従って、グループ社員全員が法令や社会のルールを遵守し、また高い倫理観をもち、透明・健全かつ誠実な事業活動に取り組む。

また、コンプライアンス担当役員を設置すると共に、コンプライアンス委員会を通じて、啓発ツール等による法令遵守の教育研修を行い、コンプライアンスの徹底を図ると共に、内部通報制度によりコンプライアンス体制の強化を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務上には、事業戦略リスク、法的リスク、製品安全リスク、情報セキュリティリスク、環境リスク、自然災害リスク等様々なリスクがある。リスク委員会を通じて、定期的に社内のリスクの洗い出しと評価を行い、リスク毎に対応部署を定めて対応策を講じると共に規程化等により、リスクマネジメントの強化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、グループとして目標とすべき中期経営計画を定める。また、中期経営計画に基づき、年度毎に業績目標と予算を設定して、定期的に業績及び予算管理を行うと共に適切な経営資源の配分を行い、効率的な業務執行の確保を図る。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ子会社は、当社が定める「グループ経営推進基準」に従って、経営を行う。

当社は、グループ社員にも「CSR憲章」「CSR規範」及び内部通報制度を適用し、グループのコンプライアンス体制を強化する。グループ子会社は、各社の事業や規模を踏まえたリスク管理を行い、かつ内部統制システムの構築を推進する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役のリクエストがあった場合には、内部統制室その他の関連部署は、監査役を補助するものとする。当該使用人に対しては、取締役及び他の使用人からの独立性を確保する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす事実及び法令・定款違反等コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監査役に報告し、内部監査の実施状況及び内部通報制度に基づく通報状況については、適時に監査役に報告する。

取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。

- ⑧ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催する。

監査役、内部統制室、会計監査人は、相互に意思疎通し連携して各々監査の実効性の向上を図る。

(2) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会において、次のとおり決議しております。

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループは、「創造：工夫による前進と誇りうる品質のために創造しましょう。奉仕：顧客の利益と住みよい社会の建設のために奉仕しましょう。協力：私達の幸福と堅い心の結びつきのために協力しましょう。」という経営理念を事業目的とし、平成16年4月より、「世界に、そして未来に誇れる企業を目指して－No.1 and the Next－」をビジョンとして掲げております。

また、当社グループは、「世界に、そして未来に誇れる企業」となるために、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することを経営方針としております。

この経営方針の下で企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するにあたっては、将来の予測を踏まえ、当社の経営環境を的確に把握し、経営資源を最大限、有効に活用しなければなりません。

そのためには、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これら

に関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様のご共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

従つて、これらに関する十分な理解なしに当社株券等の大規模買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

また、当社は、株主構成については、株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な大規模な買付行為等の提案に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様にご事実上、株式売却を強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付の条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

従つて、当社は、このような企業価値・株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループの企業価値・株主の皆様のご共同の利益の最大化を図り、上記①の基本方針の実現に資する取組みとして、次の施策を実施しております。

a. 企業価値向上への取組み

当社は、「市場変動を乗り越え、新たな成長軌道へ」をメインテーマとして平成20年度から平成22年度までの『中期経営計画（08-10）』に取り組んでおります。しかしながら、経営環境の激変を受けて、

『中期経営計画（08-10）』を当面凍結し、平成21年度（09年度）は緊急対応に集中することとします。

b. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスにつきましては、経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けております。

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営理念等に基づき健全な企業風土を根付かせ、この健全な企業風土により企業経営（経営者）が規律される仕組み、並びに監査役の監査環境整備・実質的な機能強化により監査が適正に行われること等が重要であると認識しております。

当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によって、グループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

「取締役会」は、定例会を毎月1回、臨時会を必要な都度開催しております。また、取締役会とは別に、執行部門の会議体として、業務執行の報告と情報共有を図る「経営報告会（執行役員・取締役・監査役）」と、経営に関する戦略討議を行う「経営会議（執行役員・取締役・監査役）」を設け、毎月1回開催しております。また、執行役員間の業務執行の連携を強化するため、「執行役員会議（執行役員・取締役）」を毎月2回以上開催しております。

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。また、内部監査部門として内部統制室を設置し、監査役、会計監査人及び内部統制室は、相互に意思疎通し連携して各々監査の実効性の向上を図っております。

さらに、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人材育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透

明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年5月8日に開催された取締役会において、当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」という）の導入を決定し、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会に、本対応方針の導入、継続、変更及び廃止を株主総会の決議によっても決定することができることとする定款変更議案、並びに、本対応方針の有効期間の延長に関する議案を付議し、承認可決されました。これにより、本対応方針の有効期間は、平成23年6月開催予定の第63回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

a. 本対応方針の目的

本対応方針は、上記①の基本方針に沿って、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。当社取締役会は、大量の当社株券等の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組みが必要であるとの結論に至りました。

b. 本対応方針の概要

本対応方針においては、特定株主の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付け等、又は結果として特定株主の議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付け等（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付け、公開買付け等の具体的な買付け等の方法を問いません。このような

買付け等を以下「大規模買付行為等」という)を行い又は行おうとする者(以下「大規模買付者」という)に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために、当社株券等の大規模買付行為等に関するルール(以下「大規模買付ルール」という)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、①大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、或いは②遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値・株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

なお、当社は、企業価値・株主の皆様様の共同の利益に対する大規模買付行為等の影響、並びに本対応方針に基づく対抗措置の発動についての当社取締役会の判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者等により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

④ 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 基本方針の実現に資する取組み(上記②の取組み)について

上記②に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の

株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み（上記③の取組み）について

(a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記③ b. に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものがあります。

(b) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針の有効期間は、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会において、本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、①本対応方針の導入、継続、変更

及び廃止を株主総会の決議によっても決定することができることとする定款変更、並びに、②本対応方針の有効期間の延長の可否について株主の皆様へ議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得て、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会の日から平成23年6月開催予定の第63回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっております。

3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様へ情報開示いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視す

ることによって、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(備考) 本事業報告中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに出資比率は、数値未満を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	123,398	流動負債	64,685
現金及び預金	21,466	支払手形及び買掛金	27,914
受取手形及び売掛金	40,557	短期借入金	23,869
商品及び製品	24,592	リース債務	130
仕掛品	17,986	未払金	3,780
原材料及び貯蔵品	8,423	未払法人税等	625
繰延税金資産	3,680	製品保証引当金	1,444
短期貸付金	2,556	債務保証損失引当金	0
その他の	5,616	未經割賦販売利益	1,651
貸倒引当金	△ 1,481	その他	5,269
固定資産	53,066	固定負債	25,318
有形固定資産	37,912	長期借入金	16,865
建物及び構築物	12,152	リース債務	384
機械装置及び運搬具	4,113	繰延税金負債	213
土地	19,715	再評価に係る繰延税金負債	2,804
リース資産	433	退職給付引当金	4,463
建設仮勘	112	のれん	24
その他	1,385	その他	561
無形固定資産	653	負債合計	90,003
投資その他の資産	14,499	(純資産の部)	
投資有価証券	9,733	株主資本	90,076
繰延税金資産	2,153	資本金	13,021
その他の	3,027	資本剰余金	16,856
貸倒引当金	△ 414	利益剰余金	62,356
		自己株式	△ 2,159
		評価・換算差額等	△ 3,959
		その他有価証券評価差額金	△ 195
		繰延ヘッジ損益	5
		土地再評価差額金	△ 68
		為替換算調整勘定	△ 3,699
		少数株主持分	344
		純資産合計	86,461
資産合計	176,465	負債純資産合計	176,465

連結損益計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで) (単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	162,767 127,342
割賦販売利益繰延前売上総利益 未經過割賦販売利益戻入 未經過割賦販売利益繰入	35,425 716 626 90
売上総利益 販売費及び一般管理費	35,515 25,149
営業利益	10,365
営業外収益 受割賦販売の取 受負雑の取	267 403 278 16 458 1,423
営業外費用 支雑払損	943 513 1,457
経常利益	10,331
特別利益 固定資産売却益 投資有価証券売却益 子会社引当金取崩益 貸倒保証損失引当金取崩益	17 0 244 517 5 786
特別損失 固定資産減損 投資有価証券引当 貸倒保証引当	143 4 951 0 1,099
税金等調整前当期純利益 法人税、住民税 法人税	10,018 4,171 203 4,375
少数株主利益	104
当期純利益	5,539

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日現在	13,021	16,869	58,782	△ 2,108	86,565
実務対応報告第18号の適用による影響額			196		196
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,161		△ 2,161
当期純利益			5,539		5,539
自己株式の取得				△ 82	△ 82
自己株式の処分		△ 12		32	19
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 12	3,377	△ 50	3,313
平成21年3月31日現在	13,021	16,856	62,356	△ 2,159	90,076

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日現在	619	△ 8	△ 68	116	658	266	87,490
実務対応報告第18号の適用による影響額							196
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 2,161
当期純利益							5,539
自己株式の取得							△ 82
自己株式の処分							19
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 815	13		△ 3,815	△ 4,617	77	△ 4,539
連結会計年度中の変動額合計	△ 815	13	—	△ 3,815	△ 4,617	77	△ 1,225
平成21年3月31日現在	△ 195	5	△ 68	△ 3,699	△ 3,959	344	86,461

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数……25社
主要な連結子会社の名称
ファウン GmbH、タダノ・ファウン GmbH、タダノ・アメリカ Corp.
四国機工(株)、国際機械商事(株)、(株)タダノアイメス
なお、当連結会計年度において前連結会計年度まで当社の連結子会社であった(株)ニューエラーの全株式を長野計器(株)に譲渡したことにより、連結範囲から除外しております。また、タダノ・ファウン・シュタールパウ GmbH、タダノ・アメリカ・ホールディングス Inc. を設立したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

- (2) 非連結子会社の数及び名称

- 非連結子会社の数……2社
非連結子会社の名称
タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda.、スパンデック Inc.
(現：タダノ・マンティス Corp.)
(連結の範囲から除いた理由)

タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda. は実質的な営業を行っていないため連結の範囲から除外しております。また、スパンデック Inc. (現：タダノ・マンティス Corp.) の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社2社及び関連会社5社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。主要な非連結子会社はスパンデック Inc. (現：タダノ・マンティス Corp.) であり、主要な関連会社は北起多田野(北京)起重機有限公司であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ファウン GmbH、タダノ・ファウン GmbH、タダノ・ファウン・ホーランド B.V.、タダノ・アジア Pte. Ltd.、韓国多田野(株)、多田野華南有限公司、タダノ・アメリカ Corp.、京城多田野(北京)液圧機器有限公司、タダノ・ファウン・シュタールパウ GmbH 及びタダノ・アメリカ・ホールディングス Inc. の決算日は12月31日であり、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。また、その他の連結子会社の決算日は3月31日であります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券(市場価格のあるもの)……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券(市場価格のないもの)……………移動平均法による原価法
- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ……………時価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品・製品・半製品(キャリヤパーツ)・仕掛品・原材料(キャリヤ)………主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
半製品(その他)・原材料(その他)………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ358百万円減少しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 有形固定資産(リース資産を除く)
………主として定率法(在外連結子会社は定額法)

- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金
 - 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。
 - 製品保証引当金
 - 製品のアフターサービスに対する費用に充当するため、主として過去の実績割合により計上しております。
 - 債務保証損失引当金
 - 当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対し、過去の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の処理
- 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (6) 収益及び費用の計上基準
- 売上のうち、一部について割賦基準を採用しております。
- (7) 消費税等の処理方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (8) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
- 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (9) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
- のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間の均等償却を行っております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

- (1) 「連結財務諸表作成における存外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用
- 当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における存外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる当連結会計年度の損益に与える影響額は軽微であります。
- (2) リース取引に関する会計基準の適用
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。これによる当連結会計年度の損益に与える影響額は軽微であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ14,007百万円、17,486百万円、8,454百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,610百万円
2. 担保に供している資産
 - 投資有価証券 1,661百万円
 - 担保に係る債券
 - 短期借入金 1,329百万円
3. 保証債務
 - 販売先の当社提携銀行等よりの借入の保証 7,141百万円
4. 受取手形裏書譲渡高 9,425百万円
5. 土地の再評価
 - 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 - 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。
 - 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 - 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,950百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 129,500,355株
 - 普通株式
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,144	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月25日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	1,017	8.00	平成20年9月30日	平成20年12月4日
計		2,161			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 - 平成21年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
 - ①配当金の総額 1,017百万円
 - ②配当の原資 利益剰余金
 - ③1株当たり配当額 8円
 - ④基準日 平成21年3月31日
 - ⑤効力発生日 平成21年6月24日

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 677円41銭
2. 1株当たり当期純利益 43円56銭

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	89,800	流動負債	51,360
現金及び預金	13,250	支払手形	5,211
受取手形	14,689	買掛金	21,477
売掛金	26,429	短期借入金	15,126
商品及び製品	18,981	一年以内に返済すべき長期借入金	3,223
仕掛品	8,132	リース債務	129
原材料及び貯蔵品	4,121	未払金	2,700
繰延税金資産	1,812	未払費用	1,670
未収入金	2,762	未払法人税等	98
その他貸倒引当金	390	製品保証引当金	737
	△ 769	債務保証損失引当金	0
		未経過割賦販売利益	166
		割賦販売前受利息	2
		その他	816
固定資産	60,872	固定負債	22,277
有形固定資産	30,453	長期借入金	14,860
建物	9,078	リース債務	380
構築物	1,372	再評価に係る繰延税金負債	2,804
機械及び装置	3,256	退職給付引当金	3,695
車両運搬具	135	長期未払金	151
工具器具及び備品	617	その他	385
土地	15,528		
リース資産	428	負債合計	73,638
建設仮勘定	36		
無形固定資産	281	(純資産の部)	
特許権等	10	株主資本	77,294
借地権	29	資本金	13,021
ソフトウェア	139	資本剰余金	16,963
リース資産	57	資本準備金	16,913
その他	44	その他資本剰余金	49
		利益剰余金	49,468
投資その他の資産	30,137	利益準備金	2,409
投資有価証券	5,925	その他利益剰余金	47,059
関係会社株式	8,827	固定資産圧縮積立金	714
出資	4	別途積立金	27,060
関係会社出資金	12,918	繰越利益剰余金	19,284
長期滞留営業債権	216	自己株式	△ 2,159
長期前払費用	54		
繰延税金資産	1,861	評価・換算差額等	△ 259
その他貸倒引当金	565	その他有価証券評価差額金	△ 195
	△ 236	繰延ヘッジ損益	5
		土地再評価差額金	△ 68
資産合計	150,673	純資産合計	77,035
		負債純資産合計	150,673

損益計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで) (単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		121,581 95,128
割賦販売利益繰延前売上総利益		26,453
未経過割賦販売利益戻入	274 166	108
売上総利益		26,561 20,285
販売費及び一般管理費		
営業利益		6,275
営業外収益		
受割賦販売受雑	119 25 802 338	1,286
営業外費用		
支払損	406 314	720
経常利益		6,842
特別利益		
固定資産売却益	12 0	
関係会社引当金	1,358	
貸倒引当金	6	
債務保証損失引当金	5	1,383
特別損失		
固定資産除売却損	127 4	
投資有価証券評価損	951	
貸倒引当金	0	1,083
税引前当期純利益		7,142
法人税、住民税等	2,535	
法人税	150	2,685
当期純利益		4,456

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成20年3月31日残高	13,021	16,913	62	16,976	2,409	719	27,060	16,985	47,174
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 4		4	—
剰余金の配当								△ 2,161	△ 2,161
当期純利益								4,456	4,456
自己株式の取得									
自己株式の処分			△ 12	△ 12					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 12	△ 12	—	△ 4	—	2,299	2,294
平成21年3月31日残高	13,021	16,913	49	16,963	2,409	714	27,060	19,284	49,468

	株 主 資 本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	△ 2,108	75,063	614	△ 8	△ 68	537	75,601
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
剰余金の配当		△ 2,161					△ 2,161
当期純利益		4,456					4,456
自己株式の取得	△ 82	△ 82					△ 82
自己株式の処分	32	19					19
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 810	13		△ 797	△ 797
事業年度中の変動額合計	△ 50	2,231	△ 810	13	—	△ 797	1,433
平成21年3月31日残高	△ 2,159	77,294	△ 195	5	△ 68	△ 259	77,035

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券(市場価格のあるもの)……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)

その他有価証券(市場価格のないもの)……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

半製品……………月総平均法による原価法(キャリヤパーツは個別法による原価法)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料……………月総平均法による原価法(キャリヤは個別法による原価法)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(会計方針の変更)

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響額はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービス費用に充当するため、製品保証実施規定に基づく保証サービス費の過去の実績率を基準にした要保証サービス額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対し、過去の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 割賦販売の会計処理

(未經過割賦販売利益)

割賦契約による売上について割賦販売の会計処理を採用しており、支払期日未到来分に対応する利益を「未經過割賦販売利益」として流動負債に計上するとともに、当事業年度中の支払期日到来分に対応する利益を「未經過割賦販売利益戻入」として当事業年度の利益に戻入しております。

(割賦販売受取利息)

支払期日未到来分に対応する額を「割賦販売前受利息」として流動負債に計上するとともに、当事業年度中の支払期日到来分に対応する額を「割賦販売受取利息」として営業外収益に計上しております。

5. ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

6. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めておりました「未収入金」は、重要性が増したため区分掲記することに変更しました。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は1,763百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,808百万円
2. 割賦販売契約等に基づいて一年経過後に入金期日の到来する受取手形金額 628百万円
3. 担保に供している資産
投資有価証券 1,661百万円
担保に係る債務
一年内に返済すべき長期借入金 1,329百万円
4. 保証債務
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。
ファウン GmbH 4,674百万円
タダノ・ファウン GmbH 649百万円
国際機械商事株 196百万円
その他 9,331百万円
計 14,851百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債権 12,253百万円
短期金銭債務 5,706百万円
長期金銭債務 257百万円

6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,950百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上	高	36,544百万円
営業費用		36,226百万円

(2) 営業取引以外の取引高

771百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 2,373,248株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:百万円)

繰延税金資産		
退職給付引当金		1,461
関係会社株式		1,199
未払費用		618
貸倒引当金		269
その他		2,738
繰延税金資産小計		6,286
評価性引当額	△	2,126
繰延税金資産合計		4,159
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△	467
その他	△	18
繰延税金負債合計	△	485
繰延税金資産の純額		3,674

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	1,812
固定資産—繰延税金資産	1,861

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工場機械設備の一部、電子計算機及びその周辺機器等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置	工具器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額(百万円)	540	471	1,057	2,070
減価償却累計額相当額(百万円)	350	352	564	1,267
期末残高相当額(百万円)	189	119	492	802

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	324百万円
1年超	555百万円
合計	879百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	420百万円
減価償却費相当額	394百万円
支払利息相当額	22百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を

零とする定額法によっております。利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。なお、これによる開示対象の変更はありません。

子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	国際機械商事株	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	当社製品の販売 (注1)	8,624	受取手形 売掛金	3,083 2,855
子会社	コンコルド・リース・ア ンド・ファイナンス株	所有 直接 100.0%	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付(注2) 資金の借入(注2)	2,643 4,113	— 借入金	— 2,476
子会社	ファウン GmbH	所有 直接 100.0%	貸付金現物出資 債務保証	貸付金現物出資 債務保証(注3) 保証料の受入(注3)	2,541 4,674 11	— — —	— — —
子会社	タダノ・ファウ ン GmbH	所有 間接 100.0%	原材料・製品の 購入	当社建設用クレーン の原材料の購入及び ファウン社製建設用 クレーンの購入 (注4)	21,562	買掛金	1,885
子会社	タダノ・アメリ カ Corp.	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	当社製品の販売 (注1)	13,687	売掛金	2,940
子会社	タダノ・アメリカ・ホー ルディングス Inc.	所有 直接 100.0%	米国持株会社	増資の引受(注5)	4,095	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社製品の販売については、国際機械商事株及びタダノ・アメリカ Corp.の提示価格と市場の実勢価格に基づき製品毎に交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
- (注2) コンコルド・リース・アンド・ファイナンス株に対する貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) ファウン GmbHの銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、年率0.3%の保証料を受領しております。
- (注4) 原材料・製品の購入にあたっては、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- (注5) タダノ・アメリカ・ホールディングス Inc.が行った株主割当増資につき、当社が額面で引き受けております。
- (注6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 605円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 35円05銭 |

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、昭和44年8月から退職金制度の一部について適格退職年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）（単位：百万円）

イ. 退職給付債務	△	9,919
ロ. 年金資産		3,575
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△	6,343
ニ. 未認識数理計算上の差異		2,648
ホ. 退職給付引当金(ハ+ニ)	△	3,695

3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）（単位：百万円）

イ. 勤務費用		443
ロ. 利息費用		195
ハ. 期待運用収益	△	43
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額		221
ホ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)		817

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.00%
ハ. 期待運用収益率	1.00%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	12年
（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。）	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月1日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡林正文 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久保誉一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タダノの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年5月1日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡林正文 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久保誉一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タダノの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥は認識していない旨の報告を取締役等及び監査法人トーマツから受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月7日

株式会社 タダノ 監査役会

常勤監査役	依 光 慶 二 ㊟
常勤監査役	宇 川 悦 栄 ㊟
常勤監査役(社外監査役)	石 川 博 文 ㊟
社外監査役	三 宅 雄 一 郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

(1) 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、安定的な利益還元を継続することを基本に、連結業績及び配当性向等を総合的に勘案の上で決定し、同時に、財務体質の健全性を維持するために内部留保の充実にも取り組むこととしております。

当期の業績及び今後の経営環境を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきます。存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

総額1,017,016,856円

中間配当金8円を合わせ、年間配当金は前期と同額の1株につき16円となります。

なお、前期の期末配当には、創立60周年記念配当2円を含んでおります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年6月24日（水曜日）

(2) その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

固定資産圧縮積立金 4,981,892円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,981,892円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成21年1月5日施行の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）に基づき、いわゆる株券電子化が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 株券を発行する旨を定めた現行定款第6条を削除するものであります。
 - ② 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の規定に沿った定款規定整備を行うため、現行定款第8条、第9条及び第10条を変更するものであります。
- (2) 公告閲覧の周知性及び利便性の向上を図るため、公告方法につきインターネット上の当社ホームページに掲載する電子公告に変更し、併せて当該電子公告の導入に伴い不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるため、現行定款第4条を変更するものであります。
- (3) 株主の皆様の権利行使に関する手続きについて、法令又は当社定款に定めるほか、当社「株式取扱規則」に定めることを明確にするため、現行定款第11条を変更するものであります。
- (4) その他上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条 〔条文記載省略〕</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当会社は、株式に係わる株券を発行する。</p> <p>第7条 〔条文記載省略〕</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 当会社は、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>第1章 総則 (公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条 〔現行どおり〕</p> <p>〔削 除〕</p> <p>第6条 〔現行どおり〕</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第19条 [条文記載省略]</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第30条 [条文記載省略]</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第31条～第41条 [条文記載省略]</p> <p>第6章 会計監査人 第42条～第45条 [条文記載省略]</p> <p>第7章 計算 第46条～第49条 [条文記載省略]</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続<u>その他</u>株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会 第11条～第18条 [現行どおり]</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第29条 [現行どおり]</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第40条 [現行どおり]</p> <p>第6章 会計監査人 第41条～第44条 [現行どおり]</p> <p>第7章 計算 第45条～第48条 [現行どおり]</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	多田野 宏一 (昭和29年7月3日生)	昭和52年4月 丸紅株式会社入社 昭和63年6月 当社入社 平成3年6月 社長室長 平成9年1月 ファウン GmbH 取締役社長 平成9年6月 取締役 平成11年4月 取締役、執行役員常務 平成13年4月 取締役、執行役員専務 平成14年4月 代表取締役、執行役員専務 平成15年6月 代表取締役社長 平成21年4月 代表取締役社長、開発部門統括（現任）	213,000株
2	高戸 紀幸 (昭和15年9月26日生)	昭和38年4月 当社入社 昭和62年11月 取締役 平成5年6月 常務取締役 平成9年6月 専務取締役 平成11年4月 取締役、執行役員専務 平成14年4月 代表取締役、執行役員専務 平成15年6月 代表取締役副社長 平成21年4月 代表取締役副社長、社長補佐、企画管理部門統括、中国事業部門担当（現任）	148,558株
3	鈴木 正 (昭和28年1月5日生)	昭和51年4月 住友商事株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成9年7月 海外事業部長 平成11年4月 執行役員、海外事業部長 平成13年6月 取締役、執行役員、海外事業部長 平成14年4月 取締役、執行役員常務 平成15年6月 取締役、執行役員専務 平成21年4月 取締役、執行役員専務、国内営業部門・欧州事業部門・CS部門統括、営業統括部門・米州事業部門・海外営業部門担当（現任）	77,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
4	大 藪 修 二 (昭和22年6月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年10月 人事部長 平成11年4月 経営企画室部長（人事・総務担当） 平成12年4月 執行役員、経営企画室部長 平成13年4月 執行役員、企画管理部部長 平成15年6月 執行役員、企画管理部長 平成17年6月 取締役、執行役員常務 平成21年4月 取締役、執行役員常務、生産部門・品質安全部門統括、購買部門担当（現任）	56,000株
5	伊 藤 伸 彦 (昭和22年2月5日生)	昭和46年7月 エクソン化学ジャパン入社 平成元年7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社 平成11年1月 GE 横河メディカルシステム株式会社代表取締役社長 平成14年9月 GE エジソン生命保険株式会社（現：AIG エジソン生命保険株式会社）代表取締役社長兼 CEO 平成16年1月 GE キャピタルリーシング株式会社代表取締役社長兼 CEO 平成17年2月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社代表取締役社長兼 CEO 平成20年1月 TPG キャピタル株式会社顧問（現任） 平成20年2月 NIS グループ株式会社取締役 平成20年6月 当社取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
6	吉田康之 (昭和22年8月23日生)	昭和46年4月 株式会社三菱総合研究所入社 平成14年10月 株式会社三菱総合研究所参与 平成19年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員 平成20年1月 株式会社日建設計総合研究所常務理事、上席研究員 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成21年3月 株式会社日建設計総合研究所取締役、常務理事、副所長(現任)	3,000株

(注) 1. 取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2. 伊藤伸彦、吉田康之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。また、両氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

3. 社外取締役選任理由

伊藤伸彦氏につきましては、企業経営に関する豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

吉田康之氏につきましては、シンクタンクで培った豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

伊藤伸彦、吉田康之の両氏につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 依光慶二氏が本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任いただいた場合の任期は、第64回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
中西正晴 (昭和23年9月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年4月 執行役員、経営企画室部長兼情報システム部長 平成13年6月 取締役、執行役員、企画管理部長兼情報システム部長 平成16年4月 取締役、ファウン GmbH 取締役社長 平成16年6月 ファウン GmbH 取締役社長 平成17年7月 執行役員、ファウン GmbH 取締役社長 平成18年6月 執行役員常務、ファウン GmbH 取締役社長 平成21年4月 ファウン GmbH 取締役社長兼企画管理部顧問 平成21年5月 企画管理部顧問（現任）	65,210株

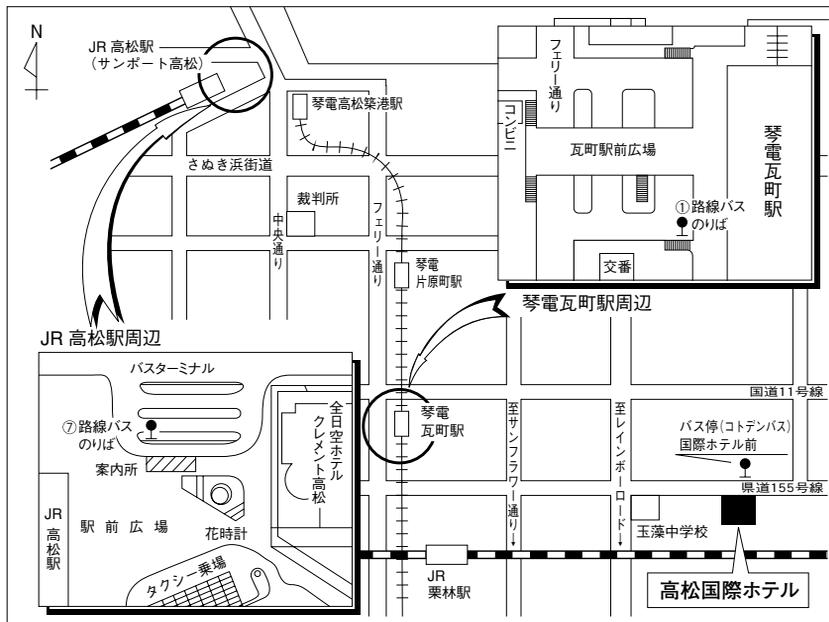
(注) 監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

以上

第61回定時株主総会会場ご案内図

会場：香川県高松市木太町2191番地 1

高松国際ホテル 新館 2階 瀬戸の間



ご参考 (交通手段)

- コトデン路線バス(庵治線/高松東病院・大学病院線 国際ホテル前下車)
JR 高松駅前⑦のりば 発車時刻 午前 9 時 5 分 午前 9 時 20 分
琴電瓦町駅①のりば 発車時刻 午前 9 時 15 分 午前 9 時 30 分
- タクシー
JR 高松駅から15分 琴電瓦町駅から10分
- 高松国際ホテルには、駐車場もございます。